

インフルエンザ予防接種はお早めに!



予防接種は流行前に済ませる

インフルエンザワクチンの主な目的は、感染そのものを防ぐことよりも重症化のリスクを低減することにあります。接種後効果が表れるまでに通常2週間程度かかるので、早めに予防接種を受けましょう。効果が持続する期間は、約5カ月といわれています。肺炎や脳症などの合併症を防ぎ、入院や死亡のリスクを減らす効果が期待できるため、乳幼児や妊婦、高齢者、糖尿病等の基礎疾患のある方は接種をおすすめします。

流行のピークに合わせ、12月中旬までに接種を終えておくとう安心です。

当健保組合の費用補助について

当健保組合では、被保険者(被扶養者を除く)である希望者を対象としたインフルエンザ予防接種費用補助を実施しています。最寄りの医療機関で個別に予防接種を受けてください。なお、定期健康診断を集団健診で実施している事業所については、集団接種の実施に向けた調整が事業所担当窓口により行われます。対象事業所に所属する方は各事業所担当窓口からの案内をご確認ください(ワクチン確保不足等の事情により実施できない場合もあります)。



補助対象者

被保険者及び任意継続被保険者のみ(被扶養者は補助の対象になりません)



実施内容

区分	A: 右記以外の事業所	B: 定期健康診断を集団健診で実施している事業所	
実施方法	最寄りの医療機関での個別接種	①各事業所での集団接種	②集団接種が不可能な場合は、最寄りの医療機関での個別接種
実施時期	10月1日～12月31日	10月1日～12月31日	10月1日～12月31日
費用	上限3,500円(税込)までを実費補助。 上限額を超えた部分は自己負担	自己負担なし	上限3,500円(税込)までを実費補助。 上限額を超えた部分は自己負担
精算方法	補助金申請書を翌年1月20日メ切で 健保組合あてに提出⇒2月分給与で支給	医療機関から健保組合あてに一括請求	補助金申請書を翌年1月20日メ切で 健保組合あてに提出⇒2月分給与で支給



申請書類

必要に応じて下記申請書をダウンロードしてご提出ください。

●インフルエンザ予防接種補助金申請書 ●インフルエンザ予防接種補助金申請書(任意継続被保険者用)

※添付いただく医療機関発行の領収書原本には以下の内容記載が必要です(予防接種済証や診療明細書のみは不可)。

- 接種日 ●接種者氏名(フルネーム) ●実施医療機関名
- ただし書き部分が「インフルエンザ予防接種代」となっているもの(「予防接種代」だけでは不可)

インフルエンザ予防接種補助の詳細・申請書のダウンロードは右記二次元コードから

インフルエンザ予防やワクチン接種、最新の流行状況などに関する情報は下記よりご確認ください。



インフルエンザQ&A
(厚生労働省)



インフルエンザ流行レベルマップ
(国立感染症研究所)



秋はノロウイルス感染症に注意

ノロウイルスによる食中毒は、11月頃から増え始め、12月から翌1月頃が発生のピークとなっています。感染力が強く、大規模な集団発生を起こしやすい病気ですので、正しい対策を知り、日頃から心掛けるようにしましょう。



詳しくは
WEBで▼

